

年度限定保育のご案内

日吉ちとせ保育園では年度限定保育事業（1歳児10名、2歳児6名）を実施いたします。

受付期間

令和6年3月11日(月)～3月18日(月)必着 *先着順ではありません *その後空きがある場合は随時受付
*利用の決定については3月22日(金)までにご連絡します。

年度限定保育とは

認可保育所等を利用できなかった1・2歳児の「保留児童」を対象に、年度を限定（最長1年間）して保育する事業です。利用期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年間です。

対象児童

保育所等の利用が保留となった1・2歳児（令和3年4月2日から令和5年4月1日生まれの方）で、下記の(1)(2)(3)いずれも該当する方です。

- (1) 横浜市内在住の方（保育士・看護師・保健師・助産師または准看護師の資格を有しており、横浜市内の認可保育所等で保育業務に従事する場合には、横浜市外在住の方も利用できます。）
- (2) 利用期間中も保護者のいずれもが「保育の必要性の認定基準」を満たす方
- (3) 利用期間中も「保留」である方

*次の場合は、利用の継続が出来ません。

- ・本事業を利用中に利用申請の「取り下げ」を行った場合
- ・保育所等に内定した場合
- ・育児休業から復帰しなかった場合（利用開始後1か月以内に育児休業を終了し、復職する必要があります。期間内に復職しなかった場合は、利用継続が出来ず退所となります。）

月額利用料について

| | |
|-----------------------------------|--|
| 基本保育料 | 7時15分から18時15分まで実施する保育 0円～60,000円（給付認定決定通知書に記載されている負担区分による） |
| 延長保育料 おやつ・補食代 （事前に申込みが必要です） | 18時15分から20時15分の保育を利用する場合には、基本保育料とは別に以下の料金をご負担いただきます。 ・利用料：30分あたり1700円（月10日以内の利用は850円） ・おやつ・補食代：1回50円 |

*毎月末日までに翌月の利用料をお支払いください。

申込時の提出書類

- ① 年度限定型保育事業利用申請書及び別紙（横浜市ホームページよりダウンロードし記入してください。）
- ② 令和6年度の施設・事業利用調整結果（保留）通知書の写し
- ③ 【両面】給付認定決定通知書の写し（有効期間に利用開始日が含まれているもの）
*負担区分が適用期間外の方は「市民税・県民税課税（非課）証明書」等税の負担額が分かる書類の写しをご提出ください。
- ④ 育児休業から復帰する場合は、復職証明書

その他

- ・ご利用が決定した場合は、3月23日(土)に入園前説明会及び個別面談を実施いたします。
- ・個人使用の用品をご用意いただきます。（お便り袋、掛け布団、シーツ他）

日吉ちとせ保育園

〒223-0061 横浜市港北区日吉2-10-23

TEL045-565-1230

お問い合わせは平日9時～16時にお願いたします。